

## 附 則

### （適用時期）

第一条 この告示は、令和五年三月三十一日から適用する。ただし、この告示による改正後の信用金庫法施行規則第三百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（以下「新開示告示」という。）第六条第五項（新開示告示第七条第四項第二号において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する別紙様式第四号第三十二面の改正規定は、令和四年三月三十一日から適用する。

（標準的手法を使用する国内基準金庫に係る経過措置）

第二条 新開示告示第二条第二項から第四項まで（これらの規定を新開示告示第四条において準用する場合を含む。）及び第三条第二項から第四項まで（これらの規定を新開示告示第四条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、令和四年金融庁告示第●●号附則第●●条第一項の規定によりなお従前の例により自己

資本比率（令和四年金融庁告示第●●号の規定による改正後の信用金庫法第八十九條第一項において準用する銀行法第十四條の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「新自己資本比率告示」という。）第二條に規定する連結自己資本比率をいう。）及び新自己資本比率告示第十一條に規定する単体自己資本比率をいう。）を算出する者についてはなお従前の例による。（信用金庫法施行規則第三百三十二條第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置）

第三條 新開示告示第二條第二項（新開示告示第四條において準用する場合を除く。）に規定する別紙様式第一号、新開示告示第二條第三項第三号、第六号の二、第六号の三、第四項第一号、第二号、第五号から第五号の三まで及び第八号から第十一号まで（これらの規定を新開示告示第四條第一項において準用する場合を除く。）の規定並びに新開示告示第二條第六項（新開示告示第四條第一項におい

て準用する場合を除く。)に規定する別紙様式第十一号の三は、この告示の適用の日(前条に規定する者にあつては、令和六年三月三十一日。以下「適用日」という。)以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

2 新開示告示第三条第二項に規定する別紙様式第一号、新開示告示第三条第三項第四号、第七号の二、第七号の三、第四項第二号、第三号、第六号の二、第六号の三及び第十号から第十二号まで(これらの規定を新開示告示第四条第二項において準用する場合を除く。)の規定並びに新開示告示第三条第六項(新開示告示第四条第二項において準用する場合を除く。)に規定する別紙様式第十一号の三は、適用日以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、連結会計年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

3 新開示告示第四条第一項において読み替えて準用する新開示告示第二条第二項

に規定する別紙様式第二号、新開示告示第四項第一号、第二号、第五号から第五号の三まで及び第八号から第十一号までの規定並びに新開示告示第四条第一項において読み替えて準用する新開示告示第二条第六項に規定する別紙様式第十一号の三は、適用日以後に終了する半期（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した半期に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

4 新開示告示第四条第二項において準用する新開示告示第三条第四項第二号、第三号、第五号の二から第六号、第八号及び第十号から第十二号までの規定並びに新開示告示第四条第一項において読み替えて準用する新開示告示第三条第六項に規定する別紙様式第十一号の三は、適用日以後に終了する半期に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した半期に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

5 新開示告示第五条第三項に規定する別紙様式第一号及び別紙様式第二号並びに新開示告示第十条第三項に規定する別紙様式第九号（第一面に係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する四半期に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した四半期に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。